

事 務 連 絡  
令和元年9月6日

指定（介護予防）居宅サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
在宅サービスグループ

令和元年度介護報酬改定に伴う運営規程及び重要事項説明書等の取り扱いについて（通知）

日頃から、本県の介護保険行政の推進について、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日に予定されている消費税率引き上げに伴い、介護給付の単位数が変更となることや介護職員等特定処遇改善加算が創設されることから、事業所の運営規程、重要事項説明書及び利用契約書等の内容を変更する必要があります。

つきましては、県に提出する変更届出について、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

#### 記

##### 1 運営規程の変更に伴う変更届出の取り扱いについて

通常、運営規程の内容を変更する場合、県への変更届出の提出が必要となりますが、令和元年度介護報酬改定及び介護職員等特定処遇改善加算の創設に伴う変更については、届出をする必要はありません。（ただし、事業所の運営規程、重要事項説明書及び利用契約書等の内容を変更する必要がありますので、ご注意ください。）

##### 2 重要事項説明書等の変更に伴う取り扱いについて

利用料の増額について、利用者及びその家族に対して、重要事項説明書等の変更点を文書で示し、丁寧に説明を行い、同意を得てください。説明時に使用した文書や同意にかかる記録は、事業所で5年間保存してください。

##### 3 介護報酬以外の費用の取り扱いについて

食費、おむつ代等の介護報酬以外の費用について、消費税率分の上乗せのみの場合は、前記1のとおり県への変更届出の提出は必要ありません。